

イラスト著作権譲渡契約書

セキュリティハウス会（以下「甲」という）を委託者とし、_____（以下「乙」という）を受託者とし、以下の通り、イラストデザインに関する以下の契約を締結した。

第1条（目的）

1. 甲は乙に対しイラストデザインの制作業務（以下「本業務という」）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 本業務に係る制作物はデータ形式（EPS 形式）にて納品する。（以下「制作物」という）

第2条（制作費用等）

本業務の対価として甲は乙に金_____円及び消費税を支払う。

なお、対価の支払方法は乙の指定する銀行口座に支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第3条（委託内容等）

本業務内容は以下の通りとする。

1. 制作物の内容の概要は別途「仕様書」に定める。
2. 納期は 年 月 日までとし、制作物をココナラサービス (<https://coconala.com/>)。以下「ココナラ」) にて納入する。
3. 前項の納期は、業務状況によって変更することができる。
4. 制作物について、乙は納入を受けた後速やかに検査し、制作物に瑕疵又は甲の意図に合致しない場合はその旨を乙に通知し、当該通知を受けた乙は速やかに甲の指示に従った対応を行うものとする。

第4条（著作権等に関する保証等）

乙は、本業務による制作物が、第三者の著作権やその他の工業所有権等（以下「著作権等」という）に基づく権利を侵害していないことを保証し、乙の制作物が、第三者の著作権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は損害賠償を命じられた場合、乙は甲に生じた損害を賠償するとともに、第三者の著作権等を侵害しない新たな制作物を無償で甲に提供するものとする。

第5条（著作権の帰属）

制作物（デザイン等）の著作権等（著作権につき著作権第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、対価を全額支払ったときに甲に移転する。

第6条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約遂行のため相手方より提供を受けた知り得た技術上又は営業上その他業務上の知り得る情報等を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に所有している情報
- (2) 本契約に違反することなくかつ公知となった情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
- (4) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

2. 本条の規定の効力は、本業務の完了後も存続する。

第7条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

以上、本契約の確立を証するため、甲乙それぞれ電子署名・捺印を行う。又、本契約においては、クラウドサインサービス（<https://www.cloudsign.jp/>）を利用し、電子契約書ファイル（PDF）を原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

甲)

住所 〒607-8141 京都市山科区東野北井ノ上町 5-22

連絡先 075-584-6600（株式会社セキュリティハウス・センター内）

商号 セキュリティハウス会

担当 担当理事 株式会社セキュリティハウス神姫 印

乙)

住所 _____

連絡先 _____

商号 _____

氏名 _____ 印